

令和2年8月5日

青森県教育委員会第859回定例会

期 日 令和2年8月5日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

- 議案第1号 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針の改定について …………… 1
- 議案第2号 市町村立学校職員の人事について … (非公開の会議)
- 議案第3号 市町村立学校職員の人事について … (非公開の会議)
- 議案第4号 県重宝及び県無形民俗文化財の指定について ……… 2

3 その他

- 職員の懲戒処分の状況について …………… 3

4 閉 会

議案第 1 号

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針の改定について

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（平成28年8月3日策定）を別紙のとおり改定する。

1 基本方針の改定に係る経緯

令和2年5月26日 基本方針検証会議報告書提出
6月 3日 基本方針（改定案）公表
6月 4日～ パブリック・コメント実施
6月11日～ 地区懇談会開催

2 パブリック・コメント及び地区懇談会の状況

（1）パブリック・コメント

実施期間：6月4日～7月3日 [30日間]

提出件数：5人延べ9件

[反映状況]

記述済み	実施段階検討	反映困難	合計
1件	5件	3件	9件

（2）地区懇談会

実施期間：6月11日～6月21日 [県内6地区6会場]

参加者数：延べ89人

3 基本方針（改定案）の修正内容等

参考資料のとおり

4 今後のスケジュール

令和2年9月～令和3年2月 地区意見交換会開催 [各地区3回程度]
令和3年度中 第2期実施計画策定

議案第 4 号

県重宝及び県無形民俗文化財の指定について

青森県文化財保護条例（昭和 5 0 年 1 2 月青森県条例第 4 6 号）第 4 条第 1 項及び第 3 0 条第 1 項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県無形民俗文化財に指定する。

1 県重宝に指定するもの

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
県重宝	紙本著色弘前八幡宮 祭礼図巻	5 巻	弘前市大字下白銀町 2 番地 1	弘前市

2 県無形民俗文化財に指定するもの

種別	名称	所在地	保護団体
県無形民 俗文化財	関の念仏舟	西津軽郡深浦町大字関	関自治会 関浄念長寿会

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和2年8月（7月1日～7月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 中南地域弘前市の中学校 校長（52歳 男性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）、信号無視
- ・ 令和元年12月28日（土）午前6時39分頃
 - ・ 弘前市内の県道
 - ・ 自動車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入したため、右側から同交差点に進入してきた自動車と衝突し、その弾みで本人の自動車が歩道に乗り上げ、付近の民家のポールに接触したものの。
 - ・ 事故の相手方
（女性2名（運転者及び同乗者） いずれも15日未満の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和2年7月15日

事案2 （処分後速やかに公表した事案）

- ①被処分者 下北地域市部以外の中学校 教諭（32歳 男性）
- ②事件の概要等 酒気帯び運転
- ・ 令和元年12月23日（月）の勤務終了後、帰宅してから、同僚の車に同乗して飲食店へ出かけ、学校の忘年会に出席し、午後6時30分から午後9時過ぎまで、ビールを中ジョッキで4～5杯、日本酒をコップで4～5杯、ワインをグラスで3杯程度飲酒した。その後、二次会のため歩いて別の飲食店へ行き、午後11時頃までハイボールをグラスで5杯程度飲酒した。
 - ・ 二次会終了後、当該教諭は、帰宅する途中で財布を無くしたことに

気づき、午後11時30分頃に帰宅した後、自家用車を運転して二次会で訪れた飲食店へ向かい、路上を探したが、財布は見つからなかった。

- ・ 12月24日（火）午前0時頃、帰宅しようとして自家用車を運転したところ、付近の電柱に接触して車両後部を破損したが、警察には通報せず、自家用車を運転して帰宅した。
- ・ 同日午前10時頃、自家用車を修理するため自宅を出発したが、走行中にパトカーに止められ、事故を起こしたことが発覚した。その後、午前11時頃から警察の現場確認に立ち会った後、呼気検査を受けたところ、呼気1リットル中のアルコール濃度0.17mgの数値が出たため、警察署で事情聴取を受けた。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和2年7月16日

参 考 資 料

第 8 5 9 回定例会（令和 2 年 8 月）

- 議案第 1 号
青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針の改定について P 1 ~P16
- 議案第 4 号
県重宝及び県無形民俗文化財の指定について P17~P22

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）の修正内容

1

項目	はじめに
基本方針 （改定案） の内容	<p>このことから、令和2年3月、県内の有識者で構成する「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議」を設置し、同年5月に検証結果に関する報告書を提出いただきました。この報告書を踏まえ、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちの教育環境について検討し、<u>このたび、第2期実施計画の策定・推進に向けた基本的な考え方を示すものとして、基本方針の改定案を公表しました。</u></p> <p><u>基本方針の改定に当たっては、県民の皆様にご説明した上で御意見を伺う機会として地区懇談会を開催するとともに、パブリック・コメントを実施するなど、より多くの御意見等をいただきながら検討を重ねてまいりますので、御協力をお願いいたします。</u></p>
基本方針 （改定案） の内容	<p>【修正】</p> <p>このことから、令和2年3月、県内の有識者で構成する「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議」を設置し、同年5月に検証結果に関する報告書を提出いただきました。この報告書を踏まえ、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちの教育環境について検討し、第2期実施計画の策定・推進に向けた基本的な考え方を示すものとして、<u>令和2年6月3日に基本方針（改定案）を公表しました。</u></p> <p><u>その後、6月4日から7月3日までの30日間パブリック・コメントを実施するとともに、県民の皆様にご説明した上で御意見を伺う機会として地区懇談会を開催するなど、多くの御意見をいただきながら検討を重ね、基本方針を改定しました。</u></p> <p><u>今後は、基本方針を踏まえ、未来を担う子どもたちが変化の激しい時代にあっても、夢や志の実現に向けて成長することができるよう、より魅力ある高等学校づくりに取り組むなど、高等学校教育改革を推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。</u></p>
修正の理由	<p>※ パブリック・コメント及び地区懇談会が終了したことから、記載内容を修正。</p>

2

<p>項目</p>	<p>第1 計画策定の趣旨 1 背景 図表 (p1)</p>																																																																																										
<p>基本方針 (改定案) の内容</p>	<p>《中学校卒業(予定)者数と県立全日制高等学校数の推移》</p> <table border="1"> <caption>中学校卒業(予定)者数と県立全日制高等学校数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>中学校卒業(予定)者数(各年3月)</th> <th>募集県立全日制高校数(各年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11</td><td>19,622人</td><td>70校</td></tr> <tr><td>H12</td><td>18,800人</td><td>69校</td></tr> <tr><td>H13</td><td>18,000人</td><td>68校</td></tr> <tr><td>H14</td><td>17,500人</td><td>68校</td></tr> <tr><td>H15</td><td>16,156人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H16</td><td>16,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H17</td><td>15,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H18</td><td>15,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H19</td><td>14,707人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H20</td><td>14,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H21</td><td>14,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H22</td><td>14,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H23</td><td>14,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H24</td><td>13,800人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H25</td><td>13,314人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H26</td><td>13,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H27</td><td>12,800人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H28</td><td>12,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H29</td><td>12,357人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H30</td><td>12,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R1</td><td>11,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R2</td><td>11,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R3</td><td>10,800人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R4</td><td>10,189人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R5</td><td>10,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R6</td><td>9,800人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R7</td><td>9,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R8</td><td>9,300人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R9</td><td>9,196人</td><td>66校</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 令和2年以降の中学校卒業(予定)者数は令和元年5月1日現在の児童・生徒数を基に推計</p>	年度	中学校卒業(予定)者数(各年3月)	募集県立全日制高校数(各年度)	H11	19,622人	70校	H12	18,800人	69校	H13	18,000人	68校	H14	17,500人	68校	H15	16,156人	66校	H16	16,000人	66校	H17	15,500人	66校	H18	15,000人	66校	H19	14,707人	66校	H20	14,500人	66校	H21	14,500人	66校	H22	14,500人	66校	H23	14,000人	66校	H24	13,800人	66校	H25	13,314人	66校	H26	13,000人	66校	H27	12,800人	66校	H28	12,500人	66校	H29	12,357人	66校	H30	12,000人	66校	R1	11,500人	66校	R2	11,000人	66校	R3	10,800人	66校	R4	10,189人	66校	R5	10,000人	66校	R6	9,800人	66校	R7	9,500人	66校	R8	9,300人	66校	R9	9,196人	66校
年度	中学校卒業(予定)者数(各年3月)	募集県立全日制高校数(各年度)																																																																																									
H11	19,622人	70校																																																																																									
H12	18,800人	69校																																																																																									
H13	18,000人	68校																																																																																									
H14	17,500人	68校																																																																																									
H15	16,156人	66校																																																																																									
H16	16,000人	66校																																																																																									
H17	15,500人	66校																																																																																									
H18	15,000人	66校																																																																																									
H19	14,707人	66校																																																																																									
H20	14,500人	66校																																																																																									
H21	14,500人	66校																																																																																									
H22	14,500人	66校																																																																																									
H23	14,000人	66校																																																																																									
H24	13,800人	66校																																																																																									
H25	13,314人	66校																																																																																									
H26	13,000人	66校																																																																																									
H27	12,800人	66校																																																																																									
H28	12,500人	66校																																																																																									
H29	12,357人	66校																																																																																									
H30	12,000人	66校																																																																																									
R1	11,500人	66校																																																																																									
R2	11,000人	66校																																																																																									
R3	10,800人	66校																																																																																									
R4	10,189人	66校																																																																																									
R5	10,000人	66校																																																																																									
R6	9,800人	66校																																																																																									
R7	9,500人	66校																																																																																									
R8	9,300人	66校																																																																																									
R9	9,196人	66校																																																																																									
<p>基本方針 (改定成案) の内容</p>	<p>【修正】 《中学校卒業(予定)者数と県立全日制高等学校数の推移》</p> <table border="1"> <caption>中学校卒業(予定)者数と県立全日制高等学校数の推移 (修正)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>中学校卒業(予定)者数(各年3月)</th> <th>募集県立全日制高校数(各年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11</td><td>19,622人</td><td>70校</td></tr> <tr><td>H12</td><td>18,800人</td><td>69校</td></tr> <tr><td>H13</td><td>18,000人</td><td>68校</td></tr> <tr><td>H14</td><td>17,500人</td><td>68校</td></tr> <tr><td>H15</td><td>16,156人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H16</td><td>16,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H17</td><td>15,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H18</td><td>15,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H19</td><td>14,707人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H20</td><td>14,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H21</td><td>14,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H22</td><td>14,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H23</td><td>14,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H24</td><td>13,800人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H25</td><td>13,314人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H26</td><td>13,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H27</td><td>12,800人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H28</td><td>12,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H29</td><td>12,357人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>H30</td><td>12,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R1</td><td>11,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R2</td><td>11,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R3</td><td>10,800人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R4</td><td>10,168人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R5</td><td>10,000人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R6</td><td>9,800人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R7</td><td>9,500人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R8</td><td>9,300人</td><td>66校</td></tr> <tr><td>R9</td><td>9,187人</td><td>66校</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年以降の中学校卒業予定者数は令和2年5月1日現在の児童・生徒数を基に推計</p>	年度	中学校卒業(予定)者数(各年3月)	募集県立全日制高校数(各年度)	H11	19,622人	70校	H12	18,800人	69校	H13	18,000人	68校	H14	17,500人	68校	H15	16,156人	66校	H16	16,000人	66校	H17	15,500人	66校	H18	15,000人	66校	H19	14,707人	66校	H20	14,500人	66校	H21	14,500人	66校	H22	14,500人	66校	H23	14,000人	66校	H24	13,800人	66校	H25	13,314人	66校	H26	13,000人	66校	H27	12,800人	66校	H28	12,500人	66校	H29	12,357人	66校	H30	12,000人	66校	R1	11,500人	66校	R2	11,000人	66校	R3	10,800人	66校	R4	10,168人	66校	R5	10,000人	66校	R6	9,800人	66校	R7	9,500人	66校	R8	9,300人	66校	R9	9,187人	66校
年度	中学校卒業(予定)者数(各年3月)	募集県立全日制高校数(各年度)																																																																																									
H11	19,622人	70校																																																																																									
H12	18,800人	69校																																																																																									
H13	18,000人	68校																																																																																									
H14	17,500人	68校																																																																																									
H15	16,156人	66校																																																																																									
H16	16,000人	66校																																																																																									
H17	15,500人	66校																																																																																									
H18	15,000人	66校																																																																																									
H19	14,707人	66校																																																																																									
H20	14,500人	66校																																																																																									
H21	14,500人	66校																																																																																									
H22	14,500人	66校																																																																																									
H23	14,000人	66校																																																																																									
H24	13,800人	66校																																																																																									
H25	13,314人	66校																																																																																									
H26	13,000人	66校																																																																																									
H27	12,800人	66校																																																																																									
H28	12,500人	66校																																																																																									
H29	12,357人	66校																																																																																									
H30	12,000人	66校																																																																																									
R1	11,500人	66校																																																																																									
R2	11,000人	66校																																																																																									
R3	10,800人	66校																																																																																									
R4	10,168人	66校																																																																																									
R5	10,000人	66校																																																																																									
R6	9,800人	66校																																																																																									
R7	9,500人	66校																																																																																									
R8	9,300人	66校																																																																																									
R9	9,187人	66校																																																																																									
<p>修正の理由</p>	<p>※ 令和2年5月1日現在の児童・生徒数を基にした推計値へ修正。</p>																																																																																										

3

項目	<p>第 3 学校規模・配置の方向性 3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性 (1) 計画的な学校配置 (イ) 地域校への対応 (p 1 2)</p>
基本方針 (改定案) の内容	<p>(2 学級規模の地域校) 略 (1 学級規模の地域校) 略</p>
基本方針 (改定成案) の内容	<p>(2 学級規模の地域校) 略 (1 学級規模の地域校) 略 <u>【追加】</u> <u>(地域校の活性化に向けた対応)</u> ○ 地域校の活性化に向けて、教育環境の充実を図るため、学校と地域等が一体 となった検討を促します。</p>
修正の理由	<p>※ 地区懇談会における意見を踏まえ、地域校の活性化に向けた対応について明 示するため、記載内容を追加。</p>

青森県立高等学校教育改訂推進計画基本方針（改訂案）に関するパブリック・コメントにおける意見

No.	大項目	小項目	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
1	計画策定の考え方	計画策定の考え方	新型コロナウイルス感染症の影響による学習の遅れやグローバル社会への対応、ICT活用の推進など、学校現場では既に様々な対応に追われていることから、新たなことに取り組むのではなく、元からある基礎基本の徹底による確かな学力の保証を大事にしてほしい。基本方針（改訂案）に新たなことを盛り込まないでほしい。	反映困難	県立高校教育改訂の推進に当たっては、社会の急速な変化等に今後も対応していくとともに、生徒の夢や志の実現に向けた高校教育の充実に向けて、生徒や保護者等を対象とした「高等学校教育に関する意識調査」や関係者への意見照会等を実施するなど、広く県民の皆様への御意見を伺いながら、成果や有効性について継続的に検証し、この検証に基づき必要に応じて基本方針を見直すこととしていきます。 そのため、令和元年度に有識者で組織する「青森県立高等学校教育改訂推進計画基本方針検証会議」を設置し、基本方針の改訂の必要性等について検討していただくこと、全国から生徒募集の導入の検討など基本方針の見直しについて提言いただきました。 この提言等を踏まえ、今般、県教育委員会において基本方針を改定することとしたところであります。
2	各高等学校の特色を生かした人財の育成	地域の人財育成	高校に通学不可能な地域で将来生活したいと思うだろうか。人口の減少は、地域の産業である農業や水産業の衰退になりかねない。県経済における農林水産業の生産高は小さいが、輸送、車両整備、燃料、景観保持、観光資源などに大きく影響し、県経済の発展のためには地域経済を維持発展させる必要がある。 また、地域によって教育格差が生じないよう配慮が必要である。それに加え、高校生は学力を身に付けることも大切であるが、人の関わりの中で身に付けていくべきものがある。	実施段階検討	今後も生徒数の減少が見込まれる中、生徒がそれぞれに志に応じ、高校を選択できるような、充実した教育環境を整備する必要があります。 一方、生徒の通学環境や地域における高校の役割等、各地域の実情に配慮する必要があります。 この二つの点に留意しながら、県全体の高校教育の充実に取り組みることとしていきます。 なお、多様な価値観を有する他者と協働して課題の解決に取り組むこと等を通して、生徒一人一人に生きる力、夢や志を持ち高い目標に向かって果敢にチャレンジする逞しい心、郷土に誇りを抱き、青森県の未来を力強く支えようとする心を育むことが、それぞれの地域を支える人財の育成、ひいては地域の活性化につながるものと考えます。 また、高校生の郷土を愛する心を育むため、生徒が自らの住む地域について学習する「高校から取り組む人口減少対策プロジェクト事業」を令和2年度から実施するなど、取組を進めているところがあります。
3	各高等学校における教育環境の充実	重点校・拠点校	重点校の名称の変更を検討してはどうか。	反映困難	基本方針の改訂の必要性等について検討した「青森県立高等学校教育改訂推進計画基本方針検証会議」からは、第2期実施計画策定に向け検討を期待する取組として、重点校及び拠点校における連携について積極的に周知すること、周辺の高校との円滑な連携に向けた体制づくりに進めるよう提言があったところである。 この提言を踏まえ、県教育委員会では、引き続き重点校及び拠点校の連携について更なる周知等に努めることとし、「重点校」の名称については今後も使用していきたいと考えています。
4	重点校・拠点校	重点校・拠点校	生徒数が減少していくことを考慮し、学校規模の標準のうち、重点校の6学級と拠点校の4学級を弾力的に取り扱えば良いと思う。	実施段階検討	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「2 全日制課程における学校規模の方向性」に示したように、重点校は、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うことから、1学年当たり6学級以上の規模を標準としていきます。 また、拠点校は、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級以上の規模を標準としていきます。 なお、この学校規模については標準であり、第1期実施計画において、重点校として配置した五所川原高校及び田名部高校は5学級規模とするなど、各地域等の実情に応じて弾力的に取り扱っていただくこととします。

No.	大項目	小項目	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
5	各高等学校における教育環境の充実	重点校・拠点校	重点校・拠点校と連携校が連携を強めるためには、生徒が移動できる交通費（バス代）がなければならぬ。 また、重点校が選抜性の高い大学への進学を目指すのであれば、自由に使ええる予算を措置し、情報公開など無駄な労力を使わないほうが良い。 拠点校は、日本で誇れるような（社会人も学びたいような、社会人にも講習できるような）専門学科の教育内容や設備の充実ができれば良い。	記述済み	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、高校間の連携に当たっては、生徒・教員が高校間を移動する際の交通手段や安全性の確保等に取り組むこととされています。 また、県教育委員会では、「ドリカム人づくり推進事業」において、学校間連携等により特色ある学校づくりを目指す高校が、学校裁量により各取組を推進できるよう予算を配分しているところ です。 拠点校については、基本方針「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」で示したように、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深め、農業科、工業科及び商業科の学習の拠点となる高校としており、今後とも様々な学びを学習できる環境を整備することとしています。
6	計画的な学校配置	学校配置の考え方	地域校について、公共交通機関の状況を考慮するとあるが、朝6時の乗車は、現在利用している生徒が存在したとしても現実的でない。 バス停や駅までの移動時間や準備の時間、また放課後の部活動、最終の電車やバスの時刻などを考えれば、自分の子どもにもこの条件で通学させる気持ちにはならない。 入学者数が2年連続して2分の1未満となった場合は募集停止という考えでは、郡部の学校をほとんど廃校にするとおっしゃるのも同じである。私立高校が定員以上の合格者数を出す（入学させる）ことを想定して、募集人員を考えないと郡部は定員割れとなる。 ある県の学校配置（統廃合）に関する考え方を以下のように紹介する。 ①県境の一番奥地から1時間以内で通学できる学校を幾つか配置する。 ②中心部に大規模な学校を幾つか配置する。 ③生徒数が減少した場合、①は存続させ、減少分は中心部の学校の定員を減らす。 なお、中心部から郡部へ通学しなければならぬ生徒も出てくるが、通学困難は無くなる。青森県において、①に値する学校は、鱈ヶ沢、中里、五戸、三戸、野辺地などが相当するのではないかと。	反映困難	計画的な学校規模・配置に当たっては、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の二つの観点に意を用いながら検討を進めることとしています。 このことから、学校規模の標準を踏まえ、中学校卒業予定者数の推移、産業動向、中学生のニーズ等に対応しながら統合等を含む計画的な学校配置を進める一方で、学校規模の標準を満たさない高校であっても、募集停止等により地理的な要因から高校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮し、地域校として配置していただきます。 なお、基本方針において、地域校については、公共交通機関の状況や募集停止等を協議する基準等を設定しているところですが、「高等学校教育に関する意識調査」の結果や他県の基準等を考慮し設定しているものです。
7	魅力ある高等学校づくり	全国からの生徒募集	全国からの生徒募集については、全ての県立高校で導入してほしい。それぞれの学校が魅力ある取組を行うことで、各校の魅力化が図られると思う。	実施段階検討	全国からの生徒募集については、地区懇談会やパブリック・コメント等の意見を踏まえ、第2期実施計画の開始年度である令和5年度以降の導入を目指し検討を進めたいと考えています。
8			全国からの生徒募集は、地域の人的・物的支援を受けられることができていくべき。 また、県外への積極的な周知及び下宿・寮の設置は必須であると思う。		検討に当たっては、県内の生徒の入試環境に影響がある可能性もあることから、導入方法や対象校などについては、今後とも地区意見交換会などを活用し、県民の皆様様の御意見を伺いながら進めたいと考えています。
9			全国からの生徒募集については、定員割れしている学校に導入すれば良いと思う。そのことにより生徒数の確保につながり、充実した教育活動が期待できる。		

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（改定案）に関する地区懇談会における意見

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
1	計画全体	県教育委員会のリーダーシップを期待する。	県教育委員会のリーダーシップを期待する。	青森県立高等学校教育改革推進計画は、社会の急速な変化や本県における生徒数の更なる減少が見込まれる中、生徒一人一人に生きる力をはじめとするこれからの時代に求められる力を育み、本県の未来を担う人材を育成する高校教育を推進するため、策定するものです。 この考え方を踏まえ、県民の皆様から御意見をいただきましたながら、実施計画の策定等に組み組むこととしていきます。
2		生徒のことを第一に考え慎重に検討してほしい。	生徒のことを第一に考え慎重に検討してほしい。	
3		単純に高校の統合を目標とするのではなく、子どもたちを中心に据えて周囲の大人が支えていくという考え方を基本に検討を進めていただきたい。	単純に高校の統合を目標とするのではなく、子どもたちを中心に据えて周囲の大人が支えていくという考え方を基本に検討を進めていただきたい。	
4		新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式の変化等が叫ばれている中、県立高校教育改革にも新型コロナウイルス感染症による経験が反映されるべきと考ええる。	新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式の変化等が叫ばれている中、県立高校教育改革にも新型コロナウイルス感染症による経験が反映されるべきと考ええる。	
5		県では将来の人口を72万人で安定させるための施策に取り組んでおり、高校再編のゴールもそれに合わせる必要がある。短期計画のほか、長期的な視点に立って72万人時代の高校配置がどのような姿になるのかを示した方が県民の理解が深まるのではないか。	県では将来の人口を72万人で安定させるための施策に取り組んでおり、高校再編のゴールもそれに合わせる必要がある。短期計画のほか、長期的な視点に立って72万人時代の高校配置がどのような姿になるのかを示した方が県民の理解が深まるのではないか。	
6	人財の育成全体	生徒数の多寡の観点のみではなく、人材育成の達成に向けた考え方を忘れないでほしい。	生徒数の多寡の観点のみではなく、人材育成の達成に向けた考え方を忘れないでほしい。	基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「2 本県の未来を担う人材の育成」に示したように、全ての高校において、地域の要請、中学生のニーズ等に応じたそれぞれの役割を明確にしなが、特色ある教育活動を推進し、本県の未来を担う人材の育成に取り組むこととしています。
7		オール青森の視点を重視すると地域の要望がかき消されてしまうのではないかと懸念している。地域の要望を反映してほしい。	オール青森の視点を重視すると地域の要望がかき消されてしまうのではないかと懸念している。地域の要望を反映してほしい。	
8	地域の人財育成	地域の願いを十分に汲み取った基本方針としてほしい。	地域の願いを十分に汲み取った基本方針としてほしい。	今後も生徒数の減少が見込まれる中、生徒がそれぞれの志に応じ、高校を選択できるよう、充実した教育環境を整備する必要があります。 一方、生徒の通学環境や地域における高校の役割等、各地域の実情に配慮する必要があります。 この二つの点に留意しながら、県全体の高校教育の充実に取り組むこととしています。 なお、多様な価値観を有する他者と協働して課題の解決に取り組むこと等を通して、生徒一人一人に生きる力、夢や志を持ち高い目標に向かって果敢にチャレンジする逞しい心、郷土に誇りを抱き、青森県の未来を力強く支えようとする心を育むことが、それぞれの地域を支える人材の育成、ひいては地域の活性化につながるものと考えます。
9		地域の意見をより取り入れたい。	地域の意見をより取り入れたい。	
10		各地域の実情への配慮を重視してほしい。	各地域の実情への配慮を重視してほしい。	
11	各高等学校の特色を生かした人財の育成	新しい生活に適した学校になることを期待する。地域の子どもたちが切り捨てられないようにしてほしい。	新しい生活に適した学校になることを期待する。地域の子どもたちが切り捨てられないようにしてほしい。	また、高校生の郷土を愛する心を育むため、生徒が自らの住む地域について学習するなど、取組を進めているところあります。
12		若年人口が減り学校を減らした場合は、この先学校がなくなってしまう地域が増え、地域力が低下し、県全体の力の低下に繋がる。	若年人口が減り学校を減らした場合は、この先学校がなくなってしまう地域が増え、地域力が低下し、県全体の力の低下に繋がる。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
13		全ての高校に共通して求められる教育環境	<p>中学校卒業予定者数が減少している現状を考慮すると、子どもたちの適正な教育環境を整えていく必要がある。</p>	<p>基本方針の「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」に示したように、高校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、「確かな学力」、「正しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力を身に付けることが重要です。</p> <p>このため、生徒数が減少していく中においても、全ての高校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しながら、社会人・職業人として自立してまいります。</p>
14	各高等学校における教育環境の充実	<p>今後も将来の本県高校生の教育環境の充実に向け取り組んでいただきたい。</p>		
15		重点校・拠点校	<p>重点校・拠点校という考え方は学校のランク付けのよう感じる人もいないか。これまでも農業高校同士の合同研究など連携した取組が行われてきているにもかかわらず、改めて「重点校・拠点校」といった名前を付すことで差別の意識を生むことにつながるのではないか。</p>	<p>基本方針の「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」に示したように、生徒数が減少していく中においても、全ての高校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しながら、社会人・職業人として自立していきたくために必要な能力や態度を養うことができていることとされています。</p> <p>加えて、生徒数の大幅な減少が見込まれる中、全ての高校の学級数を一律に減らした場合は、従来の重点校及び拠点校として配置することが難しくなることも懸念されるため、一定の規模を持つ高校を重点校・拠点校は、中核となって特色ある教育活動等に取り組みとともに、その教育活動への各高校の生徒の参加や、指導法や学習成果の共有等により各高校が連携し、本県高校教育の質の確保・向上を図るものです。</p> <p>第2期実施計画における重点校及び拠点校の配置については、今後各地区で開催する地区意見交換会において御意見を伺いながら、県教育委員会で検討していくこととしています。</p>
16			<p>学級減により重点校としての役割を果たしていけないなどの理由から重点校の指定が外れ、地区から重点校がなくなるということを危惧している。</p>	

意見に対する県教育委員会の考え方	
小項目	職業教育を主とする専門学科
大項目	各学科の充実
No.	17
提出された意見	<p>県の将来構想を見据えながら、専門高校における特色ある教育科目等の設定や学校規模等の再検討が必要と考える。</p>
小項目	福祉科
大項目	各学科の充実
No.	18
提出された意見	<p>基本方針の「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」に示したように、職業教育を主とする専門学科においては、職業人として求められる基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力、高校卒業後も学び続ける態度を育むこととしています。また、高校段階で身に付けるべき学力の確実な習得や専門的な資格取得を旨とした教育活動等、大学との接続を視野に入れた取組を進めるとともに、地域、企業、他の学校との連携等を推進することとしています。</p> <p>なお、社会の要請等により専門化・細分化してきた学科については、引き続き地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しを検討していきます。</p>
小項目	福祉科
大項目	各学科の充実
No.	19
提出された意見	<p>基本方針では、県立高校で設置していない情報及び福祉に関する学科については、生徒数が減少する中であって、中学生のニーズ、就業状況等を踏まえ、専門学科としての設置の必要性を検討することとしています。</p> <p>なお、令和元年度に実施した「高等学校教育に関する意識調査」では、「中学生の進学したい学科」における福祉科の割合は0.8%となっています。</p>
小項目	学校規模の標準
大項目	学校規模の標準
No.	20
提出された意見	<p>小規模校においては、生徒に対しきめ細かな指導がしやすい等のメリットがあることは認識しています。一方、一定の学校規模を有する高校においては、生徒の幅広いニーズに対応できる科目の開設や部活動の設置が可能となり、生徒の多様な進路志望の実現や活力ある教育活動につながるものと考えています。</p> <p>令和2年度の開設科目の状況として、1 学級規模の高校では、地理歴史・公民科を平均5.0科目、理科を平均5.0科目開設しているのに対し、4～5学級規模の高校では、地理歴史・公民科を平均7.5科目、理科を平均8.5科目開設しています。また、部活動に関して、1 学級規模の高校では、運動部を平均5.5部、文化部を平均4.0部設置していますが、4～5学級規模の高校では、運動部を平均13.5部、文化部を平均10.0部設置しています。</p> <p>このように、生徒数が減少していく中であっても、各高校において生徒一人一人がこれからの時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することにより、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。</p>
小項目	学校規模の標準
大項目	学校規模の標準
No.	21
提出された意見	<p>生徒数の減少によりすぐに募集停止するのではなく、小規模校が普通に存在するといった視点で教育改革を進めてほしい。</p> <p>小規模校を閉校ではなく、存続することを前提に教育改革を進めてほしい。</p>
小項目	学校規模の標準
大項目	学校規模の標準
No.	22
提出された意見	<p>生徒の学びのためにはある程度の学校規模が必要だとは思いますが、学校ごとに役割があると思う。小規模校は多様な生徒の育成に役立つと思う。</p>
小項目	学校規模の標準
大項目	学校規模の標準
No.	23
提出された意見	<p>生徒数の減少が著しい地区においては、県立高校が現在の規模を維持していくのは難しいのではないかと。県教育委員会や高校に頑張ってもらいたい。</p>

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
24	計画的な学校配置	学校配置の考え方	自身の希望により地区外や県外の高校に進学する生徒もいるとは思いますが、地区内の中学校卒業者と県立高校の募集人員を比較し、地区内の中学生を地区内の高校で受け入れられるようにしていく必要がある。	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」に示したように、計画的な学校配置に当たっては、6地区ごとに、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応する高校、選抜性の高い大学への進学に対応する高校、実践的な職業教育に対応する高校等、それぞれの役割を担う高校を配置し、中学生の進路志望に応じた高校の選択肢を確保することとしています。
25			入学者数の減少により、高校の統合の可能性があるため、子どもたちが高校を選択できずに他地区に流出することが問題である。	
26			多様化した生徒に対応するためには、多様化した高校があっても良いのではないかと。	
27			地域の思いもあるかと思うが、何度も統合を行うことにならないよう、安定した教育環境にするため思い切った統合や学校配置があっても良いと思う。	
28			予算も人（教員、生徒）も限られた条件の中でより良い教育環境を作っていくかなければならないことから、基本方針に従い必要に応じて統合を進められれば良い。	
29			今年度から私立高校の授業料が実質無償化となり、高校を選ぶ際の垣根がなくなってきたように感じる。学費の壁がなくならなかった今、私立高校も進路の選択肢になると思われるが、私立高校がない地域であっても教育を受けられる機会を確保できるようにするというのが県立高校の役割であり、私立高校も踏まえたとえ計画を策定するという観点も必要である。	
30			私立高校との教育バランスを保つことが大切である。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
31	高等学校教育を受ける機会の確保		遠距離の高校へ通学する経済的・時間的な負担が大きいのと思 う。この点を踏まえ、少額でもかまわないので、奨学金の貸与を 要件とし、幅広い対象者に対する補助があれば、より進路選択 の幅が広がると考える。	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・ 配置に当たっての観点」に示したように、計画的な学校規模・配置に当たっては、中学生の進路の 選択肢の確保や通学環境への配慮などの「高等学校教育を受ける機会の確保」を考慮することとし ています。
32			通学環境に配慮が必要な点を踏まえ、改革を進めてほしい。	県教育委員会では、通学費等の負担軽減を図るため、（公財）青森県育英奨学会と連携し、高校 奨学金の奨学生のうち、一定の要件を満たす者の通学費及び下宿費の一部について、奨学金の返還 を免除する制度を今年度から新たに創設し支援を行っています。
33			通学費免除や宿舍等、地元の子どもたちのための対策を望む。	また、授業料以外の教育費負担の軽減策として、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税 世帯等に青森県国公立高校生等奨学のための給付金を給付しています。
34			基本方針では、1学年当たり4学級、1学級の定員は40人を 標準として示しているが、40人は多いのではないかと思ってい る。新型コロナウイルス感染症への対応が必要となるが、少人数 学級であれば、密の回避につながるのではないか。高校におい ても少人数学級編制を軸とすることが必要ではないかと考える。	全日制課程または定時制課程における1学級の生徒数は、「公立高等学校の適正配置及び教職員 定数の標準等に関する法律」において、40人を標準とし、また、教職員の定数は募集人員による こととしています。
35			県として、人口減少における学校の在り方は重要な課題と思 う。法律の壁はあるが、少人数学級の実現を目指してほしい。	そのため、1学級当たりの人数を引き下げた場合、1学級当たり40人の高校と比べ、学級数は 同じでも教職員定数が少なくなることから、生徒の多様な進路志望に対応した教科・科目の開設が 難しくなるなどの課題があるものと認識しています。
36			1学級の定員を30人にするなど、学級の規模を見直す取組を 行ってほしい。社会で力を発揮していくためには、リーダーを担 う機会の多い少人数学級は有利である。少子化も進んでいるた め、1学級の定員を減らし、学校数や学級数の規模を維持する方 向で考えてもらいたい。	このようなことから、1学級の定員については現行の考え方を基本とするとともに、教職員配置 の充実については、引き続き、国に対して働きかけていきます。
37			国への要望や県独自の取組により、1学級の定員を40人から 20人へ減らしてほしい。	なお、これまで農業高校、工業高校、水産高校及び一部の小規模校において1学級の定員を35 人とする学級編制の弾力化を実施してきましたところ です。
38			30人学級の実現に向け、教員を増やせるよう国に働きかけて もらいたい。小規模校のような生徒が余裕を持って学べる学校も 維持できると良いと思う。	
39			1学級の生徒数を減らす努力をしてほしい。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方	
40	学校配置の考え方	地域校への対応	<p>新型コロナウイルス感染症の影響から中学校の保護者は経済的に厳しく、高校進学すら危ぶまれる状況であることや、地域校が募集停止となった場合、早期からの電車通学を強いられることを踏まえ、地域校の「2年連続20人未満」の基準を3年もしくは4年に延長していただきたい。</p> <p>地域校の募集停止期間が短すぎず、小規模校ならではの取組や特色を考慮してほしい。</p> <p>地域校はできるだけだけ残してほしい。1学級規模の地域校でも、オンライン授業ができれば開設科目が多くなるのではないかと。今後にはますます教室での授業以外の授業が増えるのではないかと。</p> <p>保護者の立場としては、地域校の募集停止の時期が明確になったことは良かった。</p>	<p>基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」に示したように、中学校卒業後のほぼ全ての者が高校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高校に進学することが困難な地域が生じることをのまないよう配慮するため、地域校を配置することとしています。</p> <p>地域校については、小規模校ならではの特色ある教育活動を行うことが期待できる一方、生徒数が少ない状況では、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいという課題も考えられ、このような状況が長期継続されることによる影響も懸念される場所です。</p> <p>このため、1学級規模の地域校については、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、当該高校の所在する市町村等と協議することとしており、その際、通学が困難となる地域の生徒の通学についても、対応を検討することとしています。</p>	
41					
42					
43					
44			<p>地域校が既に3校募集停止になっていることに驚いている。地域校が存続していくためには、学校と市町村が連携できるような県としてサポートしていく必要があるのではないかと。その旨基本方針に盛り込むべき。</p>	<p>基本方針では、学校規模の標準を満たさない高校のうち、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高校を地域校として配置することとしています。</p> <p>しかし、第1期実施計画で配置した地域校のうち、6校中3校が募集停止、更に1校が募集停止に向けて協議中となっており、入学者数の確保等についての課題があります。このため、地域校の活性化に向けて、教育環境の充実を図るため、学校と地域等が一体となった検討を促すこととし、基本方針（改定案）に修正を加えることとしました。</p>	
45	計画的な学校配置に向けた取組	地区意見交換会の委員構成	<p>第1期実施計画の策定に向けた地区意見交換会の委員について、地元の関係者が少なかつたように感じる。今後開催する地区意見交換会では、この点を考慮した委員構成としていただきたい。</p>	<p>第1期実施計画策定に向けた地区意見交換会では、市町村教育委員会、小・中学校校長会等の教育関係者、PTA関係者、産業界関係者等を委員として委嘱するとともに、県立学校長をオプザーバーとして教育環境の充実に向けた計画的な学校配置の検討を行いました。</p>	
46			<p>地区意見交換会の委員構成として、市町村教育委員会教育長など義務教育に関する委員が多いように感じる。地域の事情については高校の校長が詳しいと思うので、地元で生まれ育ち、地元高校に勤務経験のある方を委員に加えるべきである。</p>	<p>第2期実施計画策定に向けた地区意見交換会では、地区懇談会等の御意見を踏まえ、委員構成について検討します。</p>	
47			<p>地区意見交換会の委員には、高校関係者も入れてほしい。</p>		

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
48	魅力ある高等学校づくり	魅力づくり全体	各校の魅力化のサポートをお願いしたい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」に示したように、学校・学科や学校規模・配置の方向性を踏まえながら、生徒が活気に満ちた学校生活を送り、夢や志の実現に向けて成長することができるよう、より魅力ある高校づくりに向け、学校・家庭・地域等との連携を推進するとともに、教育活動の充実を図ることとしています。
49		学級数や教員数のバラランスが難しいと考えるが、工業と商業、または水産、農業の連携等も選択肢の一つではないか。		
50	魅力ある高等学校づくり	学校・家庭・地域等との連携の推進	学級数や教員数のバラランスが難しいと考えるが、工業と商業、または水産、農業の連携等も選択肢の一つではないか。	第1期実施計画においては、農業科・工業科・商業科の拠点校を計6校配置し、それぞれが中核的な役割を果たしながら、周辺の高校と連携した取組を展開しています。
51		幼・保、小、中連携とつながりを念頭にした「教育」を進めている市町村と県との協力を更にお願したい。	また、重点校・拠点校の取組の更なる充実等を目的として「重点校・拠点校連絡協議会」を開催するなど、各校の取組事例やその課題等について情報共有を図っているところです。	
52		今後は、幼小中高が連携し、グローバルな視点でしっかりと子どもを育てていく体制を構築していく必要がある。	今後は、各校において更に取組を充実させるとともに、高校間の情報共有を進め、工業科と商業科等、異なる専門学科を有する高校が連携した取組の展開等も視野に、より魅力ある高校づくりに努めていきます。	
53		生徒数の減少はやむを得ないが、特色ある高校づくりを目指して地域との連携をしっかりと進めてほしい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、高校間の連携だけでなく、小学校・中学校・特別支援学校、大学、家庭・地域等と連携し、生徒が活気に満ちた学校生活を送り、夢や志の実現に向けて成長することができるよう、より魅力ある高校づくりに取り組むこととしています。	
54	魅力ある高等学校づくり	特別なニーズを持つ生徒は、定時制課程に限らず全日制課程の高校にも在籍している状況にあり、全日制課程の高校においてもしっかりとケアする方針・体制を整えていただきたい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、各高校において、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、それぞれの実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進することとしています。	
55				

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
55	ICTの活用		小・中学校では、GIGAスクール構想に基づいた環境整備が進められる予定である。高校でもICT活用の充実が実現できるような環境整備を望む。	文部科学省では、令和4年度から学年進行で始まる高等学校新学習指導要領において、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要となる環境を整え、これらを通じて活用した学習活動の充実を図ることに配慮することが明記されています。
56			ICTを活用した遠隔授業を実施することで経費的に削減することができているのか。	
57	魅力ある高等学校づくり		青森県が全国からの生徒募集を行う場合、どのような教育理念で教育を行っていくのかをしっかりと定める必要がある。また、大都市圏から地方である青森県にどのように生徒を呼び込むのかという観点を持たなくてはならないのではないか。	全国からの生徒募集については、地区懇談会やパブリック・コメント等の意見を踏まえ、第2期実施計画の開始年度である令和5年度以降の導入を目指し検討を進めたいと考えています。 検討に当たっては、県内の生徒の入試環境に影響がある可能性もあることから、導入方法や対象校などについては、今後とも地区意見交換会などを活用し、県民の皆様の御意見を伺いながら進めたいと考えています。
58			全国からの生徒募集の導入によって学校の魅力化が図られるとともに、青森の資源を生かして多様な生徒が集まる高校づくりが進むことを期待している。	
59			全国からの生徒募集の導入に当たっては、生徒の体調管理などに重要となる住環境の充実という視点を踏まえてもらいたい。	
60			全国からの生徒募集は良い制度だと思う。	
61			島根県の隠岐島前高校のように全国から生徒を集めるためには、地域と連携した特色ある教育活動を進める必要があると思う。「地域と連携した特色ある学校で全国からの生徒募集を導入する」といった前向きな考え方を基本方針に盛り込んでいただきたい。	
62			全国からの生徒募集については、宿舍等が必要と考える。単に生徒数を増やすことを目的として実施すれば、うまくいかないと考ええる。	
63			全国からの生徒募集について、岩手県において潜水士を育てる全国的にも特色のある学科で実施しており、寮を整備するなど丰厚的対応をしている。全国からの生徒募集を導入する場合は、普通高校よりも職業高校が良いと考える。例えば、農業高校に全国からの生徒募集を導入し、本県の農業教育の魅力を発信できれば良いのではないかと。	
64			全国からの生徒募集を考えられるのであれば、本県は農業が基幹産業であるため、農業を目指す環境の向上を図るよう努めていただきたい。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
65			全国からの生徒募集を進めていただきたい。	
66			全国からの生徒募集について、特色ある学校づくりとして面白いアイデアだと思ふので具体案を早めに提示していただきたい。	
67			全国からの生徒募集の導入について、国際化やITターンが活発になっていることなど、国や地域の境界が曖昧になりつつある昨今、時代の流れとしては検討の余地があるものと考えますが、地域の入学人数の確保等、小規模校の存続の手段ではなく、あくまでも県立高校に入学する生徒にとってプラスになるような制度になってほしい。	
68			全国からの生徒募集について、地域校のような郡部の学校に導入し、落ち着いて学習できる環境をアピールしていくことが考えられる。	
69			全国からの生徒募集の導入により全国の力が生かされればよい。	
70			全国からの生徒募集について、本県で学びたい他県の中学生向けのホームページを県教育委員会で作成してほしい。また、県外に住む中学生を持つ世代の青森県出身者にどのように宣伝していくか検討してほしい。	
71			県外から生徒を受け入れる場合の様々な支援策も必要と思うので、市町村の意見を重視すべきと考える。	
72			全国からの生徒募集は良いアイデアだと思う。他県には、鉄道や漁業等に特化している学校や、地方でのびのび学べる学校等があったように思う。部活動で生徒が集まる学校や、県独自の特色ある学校であれば、全国から生徒を募集しても集まると思う。	
73			学科やコースの設置による具体的な特色化が進められることにより、県内外の生徒の入学につながると思うので検討していただきたい。	

No.	大項目	小項目	提出された意見	意見に対する県教育委員会の考え方
74	実施計画策定に向けた取組	県民への説明の機会	令和3年度の第2期実施計画(案)に関する地区懇談会では、土日に関催するなど保護者や地域の方々に広く参加してもらえような方策を検討していただきたい。 地区懇談会の参加者数が少ないため、もう少し早く開催日程を周知し幅広く意見を伺う機会としていただきたい。	今般の地区懇談会については、6地区中4地区において土曜日・日曜日に関催したところですが、また、開催に当たり、全ての市町村、市町村教育委員会、小・中・高校・特別支援学校等に対し、開催案内を送付するとともに、青森県高等学校PTA連合会や青森県PTA連合会に周知を依頼しました。さらに新聞広告やホームページ、Facebookを利用して広報活動や報道機関に対する報道依頼など様々な広報媒体の活用にも努めたところです。
75				
76			今後の統合や改編について、地域との連携等を踏まえ、早めに周知しながら検討していくと良い。	第2期実施計画の策定に当たっては、地区意見交換会であらかじめ地区の具体的な学校規模・配置等について御意見を伺った上で実施計画案を作成・公表し、パブリック・コメントの実施、地区懇談会の開催、市町村等への意見照会等を通して、幅広く情報提供するとともに御意見を伺いながら、多くの県民の皆様の御理解が得られるよう取り組んでいきます。
77		9月入学	基本方針において、9月入学について研究・検討する旨の記載はしないのか。世界的に見ると9月入学の国がほとんどのようであり、国が導入しないからと言って、県教育委員会が検討を全くなしというのはいかかなものかとの思いはある。	新型コロナウイルス感染症により学校の休校が長期化したことを受け、国において9月入学の導入について検討していたところですが、様々な課題があることから早期導入については見送りととなり高校への入学時期についていくこととしていきます。
78		施設の利活用	高校再編だけでなく、廃校となった高校のその後についても同時に考えてほしい。	国立高校の閉校後の校舎等の利活用については、「青森県公共建築物利活用方針」に基づき、まず、県全体で検討を行うこととし、県が利活用しない場合には、当該高校が所在する市町村に対し、利活用が可能かどうか照会することとしています。市町村においても利活用が見込まれない場合には、民間企業等への売却を進めることとなります。
79	その他	部活動	高校を選ぶのに部活動もポイントとなるため、学校ごとの特色ある部活動の推進をお願いしたい。	なお、利活用の検討時期については、募集停止となる高校に在籍する生徒の教育活動を充実させ、安心して卒業できるように支援していくことを第一に考え、これまで募集停止となつた年度以降としてきたところです。
80			五戸町内の生徒が歩いて通える範囲にある五戸高校の復活について検討していただきたい。	部活動の設置については、生徒のニーズ等を踏まえながら各校において対応しているものですが、なお、多様な部活動の選択肢を確保するために、一定の学校規模を維持することが必要と考えております。

青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会について

1 目的

第 2 期実施計画策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等から意見を聴取するため、県内 6 地区ごとに設置する。

2 組織

[委員]

学校教育関係者（市町村教育委員会教育長、小中学校長、元県立高等学校長及び私立高等学校長）、PTA関係者、産業界関係者等 各地区 2 2 名以内

[オブザーバー]

地区内の全ての県立高等学校長及び関係特別支援学校長

3 開催時期等

令和 2 年 9 月から令和 3 年 2 月までに各地区で 3 回程度開催予定

第 1 回	令和 2 年	9 月
第 2 回	令和 2 年	1 2 月
第 3 回	令和 3 年	2 月

4 各地区の中学校卒業生数及び県立高等学校の募集学級数の見込み

		東青	西北	中南	上北	下北	三八	県計
中学校卒業生数	R4	2,492人	985人	2,112人	1,583人	578人	2,418人	10,168人
	R9 (対 R4)	2,216人 (△276)	824人 (△161)	1,935人 (△177)	1,486人 (△97)	464人 (△114)	2,262人 (△156)	9,187人 (△981)
	R14 (対 R4)	1,942人 (△550)	752人 (△233)	1,727人 (△385)	1,413人 (△170)	405人 (△173)	2,020人 (△398)	8,259人 (△1,909)
募集学級数	R4	46c1	19～20c1	39c1	33～34c1	13～14c1	39c1	189～192c1
	R9 (対 R4)	42c1 (△4)	16～17c1 (△3)	36c1 (△3)	30～31c1 (△3)	10～11c1 (△3)	36c1 (△3)	170～173c1 (△19)
	R14 (対 R4)	37c1 (△9)	14～15c1 (△5)	33c1 (△6)	28～29c1 (△5)	9～10c1 (△4)	32c1 (△7)	153～156c1 (△36)

※ 中学校卒業生数は、令和 2 年 5 月 1 日現在の児童生徒数を基に高等学校教育改革推進室において各年 3 月の生徒数を推計したものであり、変動が生じる可能性がある。

※ 募集学級数は、各年度の全日制課程における見込み。

※ 令和 4 年度の募集学級数は、地域校の配置に関して基本方針に基づき入学状況等により対応することから、幅を設けて示している。

※ 令和 1 4 年度の中学校卒業生数等については、地区意見交換会において第 2 期実施計画の学校規模・配置を検討するための参考として示している。

県重宝（絵画）の指定について

- 1 文化財の種別 県重宝（絵画）
- 2 名称及び員数 しほんちやくしよくひろさきはちまんぐうさいれいずかん
紙本 著 色 弘前八幡宮祭礼図巻 5 巻
- 3 所在地 弘前市大字下白銀町 2 番地 1 弘前市立弘前図書館
- 4 所有者 弘前市 弘前市大字上白銀町 1 番地 1
- 5 構造及び形式 しほんちやくしよくかんすそう
紙本 著 色 卷子装（共箱あり）
- 6 法 量
巻一 紙高 28.5cm、全長 2,317.2cm
巻二 紙高 28.5cm、全長 2,101.1cm
巻三 紙高 28.5cm、全長 2,552.6cm
巻四 紙高 28.5cm、全長 2,470.0cm
巻五 紙高 28.5cm、全長 2,834.3cm

7 由緒及び沿革

弘前八幡宮の祭礼の様子が描かれた全 5 巻からなるえまきもの絵巻物で、藩のお抱え絵師今村家四代ようじゆん いまむらようじゆんこれよし養淳（今村養淳惟慶）によって描かれたと伝えられている。ただし伝承であって、本図巻や箱にかんき款記や極めが残っているわけではない。

※ 弘前八幡宮祭礼

弘前八幡宮祭礼は天和 2 年（1682）、四代藩主つがるのぶまさ津軽信政の時、8 月 15 日の八幡宮祭礼に、はじめて神輿のとぎよ渡御が行われ、享保 7 年（1722）頃からは、飢饉の年を除いてほぼ隔年ごとに行われた。祭礼の行列は、各町内から出されたまちじるし町印や山車、武具を備えた藩士の行列、神輿の渡御からなり、城下最大の祭りであった。

※ 今村養淳惟慶

今村養淳惟慶は、生没年不明で文政 6 年（1823）に隠居と伝わる。今村家四代目で、三代今村えいりみちよし栄里典慶の二男であり、栄里とその嫡男が相次いで病死したため四代目を継ぐ。また、狩野かのうようせんいんこれのぶ養川院惟信の門人である。

8 絵画の特徴

絵画の特徴として、巻一から巻四まではそれぞれ二、三町の山車行列を描き、巻五は神輿渡御みこしとぎよの情景を描く。背景はすべて無地で観衆も表さない。人物と山車は通常の行列図巻などよりかなり大きめの余白をとって描いている。曳き手の衣装や傘、足ごしらえに至るまで詳しく表し、町ごとの衣装の相違にも配慮している。

また、輪郭線は濃淡ある墨線で、それを生かすように彩色を施し、肉身の立体感や衣装の質感などを巧みに表す。比較的短くアクセントの効いた調子の線描に絵師の個性が見られ、全巻を通じてほぼ緊張感を保っている。

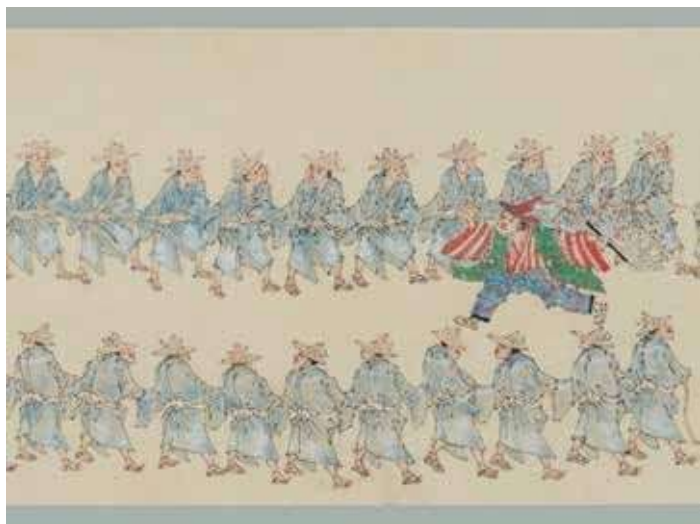
9 文化財の現況

本図巻は弘前市立図書館内に保管されている。各巻の本紙は画仙紙様がせんしの薄い紙で、同じ紙に裏打ちしている。簡素な表紙で紐は巻一のみ当初のもので、他巻は後に補われたものである。料紙りょうしに大きな損傷はなく、錯簡さつかんもほぼ見られない。当初の白木の乗せ蓋箱に収められている。蓋表に「弘前八幡宮祭禮圖五巻」の墨書と「三番」の貼紙、後代の「一方式 八幡宮祭禮圖巻・・・」の貼紙がある。市立図書館分類ラベルもある。当初もう一枚の貼紙があったが欠落している。

10 指定事由

絵画自体は完成度が高く、江戸時代後半の祭礼図巻として評価でき、県内に残る祭礼行事図巻としては最良、最長のもので、しっかりした描写と精密な情報から、絵画史、民俗学、近世史各方面から貴重な作例と言える。

祭礼の行列の編成を伝える資料には、「要記秘鑑ようきひかん」に寛政8年(1796)の例が詳細に記されているが、文字だけでは分かりにくい町印や山車の形状、行列の人物や衣装、持ち物が詳細に描かれ、祭礼全体の様子を伺える点でも貴重である。



卷一



卷三



卷二



卷四



卷五

県無形民俗文化財の指定について

- 1 文化財の種別 県無形民俗文化財
- 2 名称 関の念仏舟
- 3 所在地 西津軽郡深浦町大字関
- 4 保護団体の名称及び住所
関自治会（会長 小島幸治） 西津軽郡深浦町大字関字柝沢 5 8 7 番地 1
関浄念長寿会（会長 堀内常雄） 西津軽郡深浦町大字関字豊田 1 7 9 番地

5 由緒及び沿革

記録等がないため行事が行われた時期は不明であるが、昭和 1 2 年発行の『東北の民俗』に以下のように記されている。

【念佛船 青森県西津軽郡大戸瀬村北金ヶ澤 旧七月二十日 五能線 北金ヶ澤駅】

いつの頃からであるか記録がないが、古老のいふところによれば、二百年ばかり前、漁船が暴風に遭ひ、幾十人となく死んだ。然るにその後、この季になると、怪火かいがが海上に現はれたといふ。そこでこの霊を慰める爲、二十日盆（七月二十日）に、遺族達が行つたといふ行事が今日まで続いてゐる。この日部落の家々では船の模型を造り、これに霊を祀つて供物をなし、燈明をつけ、手車にのせ、老幼共に出て念佛を唱へ乍ら村中を練り歩るく。

夕方、船に帆を揚げて海に流してやる。幾十とない船は、波によつて遠く流れゆく。これを念佛船といふ。

また、『深浦町史 下巻』（深浦町 昭和 6 0 年 3 月）念仏船の項に、

海の上に怪しい火が現れたのが二百年ばかり前というど、天明二年（1782）の遭難事故を指しているのなかむらりょうのしんであろうか。中村良之進おりそのせきの著『折曾乃関』（大正 11 年）に転載する関八幡宮由緒には次の如く記している。

天明二年旧曆四月八日、大風起り当時碇泊の船四十余艘挙げて難破の災に逢い、関、金ヶ沢の沿岸に漂着の死体おびただ夥おびただしかりしと云う。是れ神明の祟りなりとて、村人相議り当村東南庚申塚あいはか こうしんづかの下部に埋めたり。

とあることなどから、この頃から行われていたと考えられる。

6 文化財の現況

(1) 時期等

現在は 8 月 2 0 日に行われる。北金ヶ沢地区でも念仏舟を行っていた時には、住職が関与することから両地区一緒にできないという事情により、北金ヶ沢が 2 0 日

で関が21日であった。関自治会が関浄念長寿会にこの行事の一切の運営を依頼している。

(2) 現況

20日当日、関浄念長寿会の会員が集会所に集まり、前の年の念仏舟の行事が終わってから亡くなった人の人形や、住職の人形を半紙で作る。これを割箸に挟み、それぞれに氏名を書く。亡くなった人の人形は亡くなってから3年間作る。

夕方、人形を西方山浄安寺に持って行き、本堂に安置しておいた念仏舟に人形を立てる。この外、舳先に花を積み、両舷にロウソクを立てる。16時30分から、住職によるお勤めがあり、皆が焼香する。

その後、念仏舟を外に出し、リヤカーに乗せる。太鼓と鉦の囃子でムラ境の北金ヶ沢駅まで行列を組んで行き、折り返して反対側のムラ境まで行き、また折り返して船揚げ場に到着する。この間、各家から灯籠やお菓子などの供物が供えられる。

船揚げ場で漁船に念仏舟と灯籠を積み込み住民に見送られて沖に出る。頃合いを見て船を止め、住職が経を唱え散華を撒く。乗り組んでいた町内会の人たちが念仏舟と灯籠を流す。終わると、関浄念長寿会と関自治会の人たちが、集会所に集まり飲食する。

7 指定事由

本行事は、新仏供養のための20日盆行事として行われる。似たような行事に、岩手県盛岡市や遠野市等で8月16日に行われる舟っこ流しがあるが、これは送り盆の先祖供養であり、関のような新仏を送る事例は、長崎県長崎市の精霊流しや愛媛県西予市三瓶町のオショロ舟等がある。また、深浦町から秋田県にかけて舟を海や川に流す行事が6月から7月にかけて行われているが、その多くは、鹿島流しや鹿島祭りと呼ばれており、疫病等を流すものと考えられている。このように、東日本以北には、現在行われている事例が少なく、貴重な行事である。

また、現在青森県内では関だけに残されており消滅の危機にあることから指定し保存を図る必要があると考えるものである。



念仏舟（全体）



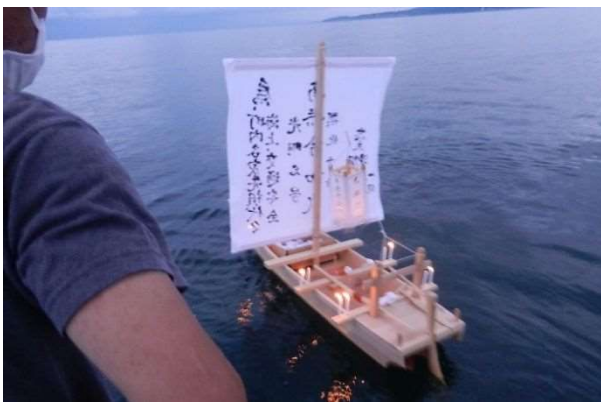
人形を舟に立てる



行列（全体）



行列お囃子（太鼓1張、鉦1個）



念仏舟を沖に流す



住職が経を唱え散華を撒く